

3 御堂筋にふさわしいにぎわいと魅力あるまちなみのルール

大阪のシンボルストリートにふさわしいにぎわいと魅力あるまちなみ創造に向けて、周辺のまちなみの状況を把握し、地域の歴史やまちの成り立ちを考慮したうえで、建築物及び敷地単位のみだけではなく、周辺環境や御堂筋沿道全体として調和も配慮しながら、本デザインガイドラインに沿って建築物等の配置、規模、形態・意匠、低層部の用途等の内容について検討してください。

(1) 風格あるビジネスゾーンの形成に向けて



- 1) 落ち着きと統一感のあるまちなみの形成
- 2) 街区で調和した魅力的な空間づくり
- 3) 風格あるまちなみを阻害する要因の対策

1) 落ち着きと統一感のあるまちなみの形成

●狭小敷地への対策

- 1.1.1 御堂筋沿道は、市内でも比較的規模の大きな敷地に、近代建築物が建てられ、風格あるまちなみを形成してきました。

御堂筋沿道の既存の狭小敷地については、建物の更新時期等にあわせて共同化、一体化を検討してください。

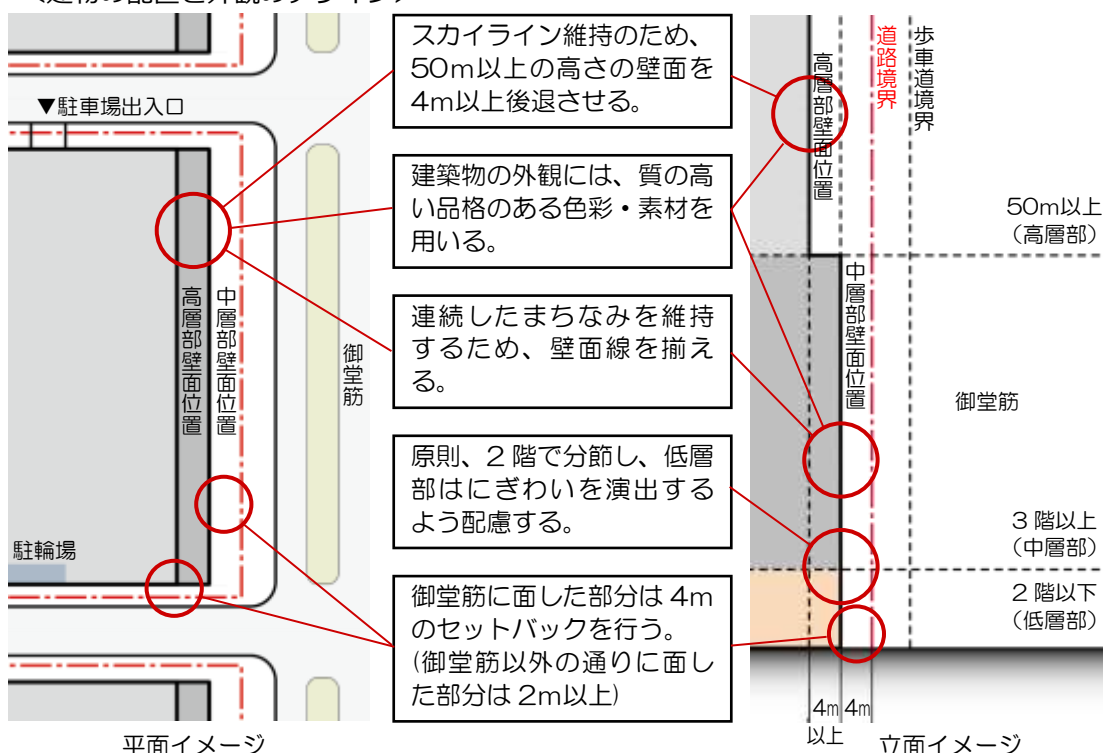
●御堂筋にふさわしい外観

(形態)

～基壇部の形成～

- 1.1.2 これまでに形成されてきたまちなみの連続性を継承するため、御堂筋に面する建築物の低層部・中層部の壁面を御堂筋から 4m 後退した位置に設置し、高さが 50m を超える部分（高層部）はさらに 4m 以上後退させることで、50m 以下の部分で基壇部を形成することとします。
- ただし、本ガイドライン策定時に既に存在している神社、寺院、教会その他これらに類する建築物の門、塀については、既存の位置を超えずに設けるものについてはこの限りではありません。

<建物の配置と外観のデザイン>



- 1.1.2 階段や塔屋など建築物の一部を 50m にしておればよいということではなく、建築物の壁面が 50m の高さで連続するようにしてください。

(高さの最高限度の取扱い)

- **1.1.3** 御堂筋に接する敷地については、50mを超える部分は、後退距離の2倍の高さ※まで、建築することができます。

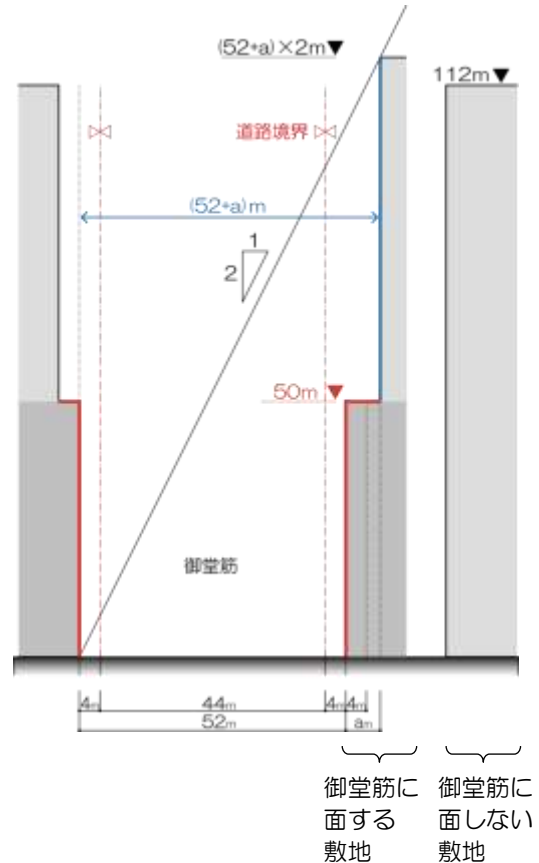
※高さ50mを超える部分から、御堂筋の反対側の境界線より4m外側の線までの水平距離のうち最小のものに、2を乗じた高さ

- **1.1.3** 御堂筋に接しない敷地については、112m※の高さまで建築することができます。

※御堂筋から8m外側の線から、御堂筋の反対側の境界線より4m外側の線までの水平距離に、2を乗じた高さ

- **1.1.3** 建築物の最高高さには、階段室、昇降機塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分及び棟飾、防火壁の屋上突出部その他これらに類する屋上突出物を含みます。

建築物の高さの限度	
御堂筋に接する敷地	D : H = 1 : 2
御堂筋に接しない敷地	112m



	望ましい例	認められない例
断面 イメージ		
	50mを超える部分をさらに 4m以上後退させることで基壇部を形成します。	50m以下の部分を後退させる場合。 50mの軒線が強調されなくなるため認められません。

	望ましい例	認められない例
立面 イメージ		
	50mを超える部分をさらに 4m以上後退させることで基壇部を形成します。 (※東西道路側は、50mを超える部分の壁面後退距離の指定はありません。)	50m以下の部分が、一部だけ 50mに達している場合。 50mの軒線が強調されなくなるため認められません。

注 上記の断面イメージと立面イメージは上下に1対1で対応しているわけではありません。

～50m軒線の強調～

- **1.1.4** まちなみとして 50m軒線を強調することとします。

(例)

- 外壁意匠の切替え：

中層部は重厚な、高層部は軽快な意匠とすることで、外壁面を際立たせる。閉塞感の軽減、適度な囲まれ感の演出にもつなげる。

- 軒飾[※]等で軒を強調：

50mまでの壁面の頂部を軒飾等で装飾することで、軒線を強調する。軒飾は壁面後退の適用を除外します。

※建築物の高さが 48mを超え、50m以下の外壁の部分に設ける突出部

- 50mを超える部分の壁面を大きく後退：

敷地条件や建物用途に応じて、50mを超える壁面を 4m以上後退することにより、軒線を際立たせる。

- なお、50mを超える部分の壁面後退部の形状等については、軒線の強調や景観に配慮してください。

(意匠)

- **1.1.5** シンボル・ストリートのビスタ景[※]を演出するため、低層部（原則2階まで）と中層部（原則3階以上 50m以下。以下同じ）はデザインの的に分節されるよう工夫してください。

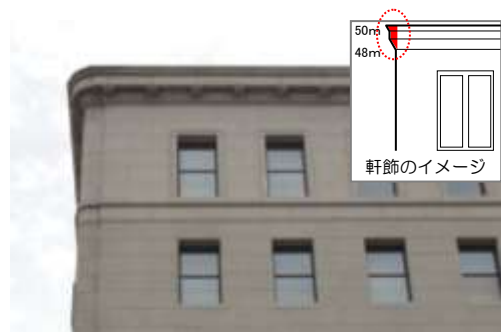
※見通し景。直線的景観。



軒線が連続したまちなみ（パリ）



中層部と高層部で外壁意匠を切り替えている例。



軒飾で軒を強調している例。



素材や意匠の切り替えにより低層部と中高層部を分節している例。

- **1.1.6** まちなみに緩やかな調和を生むため、壁面は窓と壁で構成することを基本とします（中層部は壁面だけ、窓面だけとならないようにする）。全面をガラスとする場合にはマリオン※やルーバーなどで分節化を図ってください。

※方立。窓と窓等を仕切る縦枠材。



独立窓とし陰影を創り出している例。



マリオンとルーバーで分節し存在感を出している例。



マリオンにより垂直方向のラインを強調している例。

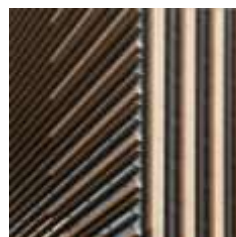
- **1.1.7** 御堂筋以外の道路に面する壁面の形態・意匠については、本規定は適用しませんが、御堂筋に面する外壁の意匠との調和を図るよう努めてください。



低層部と中層部をデザインの的に切り替えています。また御堂筋側は垂直方向のラインを強調し、東西方向道路側とは異なるデザインを採用していますが、全体として調和のとれた外観を実現しています。

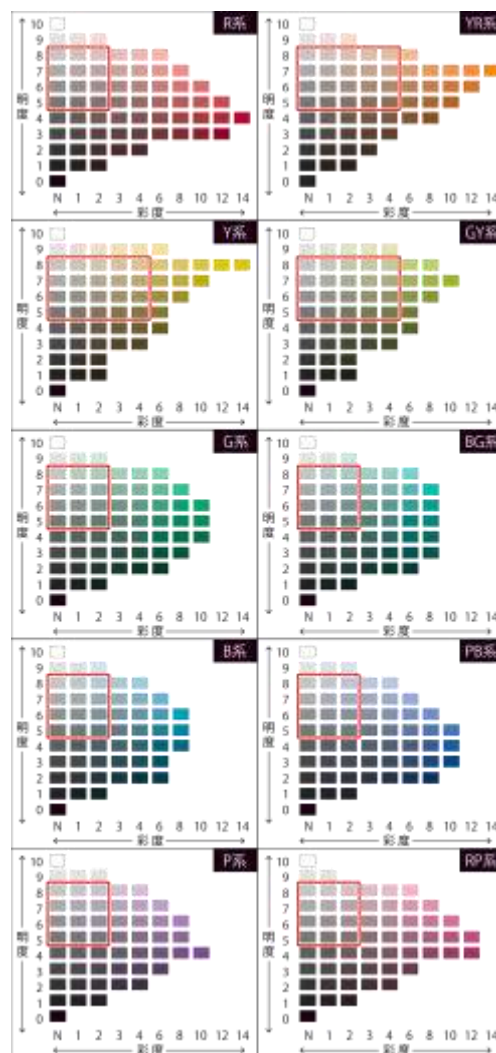
（素材）

- **1.1.8** 御堂筋に面する壁面の素材は、重厚感があり、時の経過とともに風合いを増すもの、長期的な使用に耐え経年劣化しにくいものを用いることを基本とします。



(色彩)

- **1.1.9** 風格のあるまちなみの連続性を創出するため、中高層部の壁面は落ち着いた色彩とし、ベースカラー（外壁の大部分を占める色彩）は以下の範囲を基本とします。
 - ・ Y系、YR系、GY系：明度 5～8/彩度 4 以下
 - ・ その他の色相：明度 5～8/彩度 2 以下
- **1.1.9** 中高層部の壁面にサブカラー（変化や個性を与える色彩）を用いるときは、ベースカラーと極端な明度差・彩度差が生じないように、全体のバランスに配慮してください。
- **1.1.9** 中高層部の壁面にベースカラー・サブカラーと特に明度差・彩度差の大きな色彩をアクセントカラー（小面積に使用して全体を引き締める色彩）として用いるときは全体のバランスに配慮してください。



ベースカラーの色彩の範囲
(マンセル表色系による)

(夜間景観)

- **1.1.10** 御堂筋に面する外観は、夜間にも風格のあるまちなみを生み出すよう照明を検討してください。

(例)

- ・ ライトアップにより壁面の立体感を演出する。
- ・ 50mの軒線を際立たせる照明を工夫する。
- ・ 50m軒線の連続性に配慮しつつ、建物頂部の演出を工夫する。
- ・ 歴史的な価値のあるものについては特に、モニュメントとして中高層部の建物のライトアップを検討してください。

※意匠、素材、色彩等は原則上記の指針等に沿ったものとします。ただし、御堂筋にふさわしく、デザイン性に優れたものについてはこの限りではありません。



外壁のライトアップにより壁面の立体感を演出している例。



夜間照明により軒線を際立たせている例。

2) 街区で調和した魅力的な空間づくり

- 並木が連なる快適な歩行空間の形成
- ・ **1.2.1** 御堂筋以外の道路沿いの植栽は、街区の一体性や通りの連続性が感じられるように、向かい合う街区間や、隣接敷地間で樹種や植え方等の仕様を共通させるよう配慮してください。
- ・ **1.2.2** 東西通りに面した並木の位置は、歩行空間を広く確保できるため、駐停車防止用の車止めを兼ねるなどして、右図におけるAの位置に設けることを基本としてください。

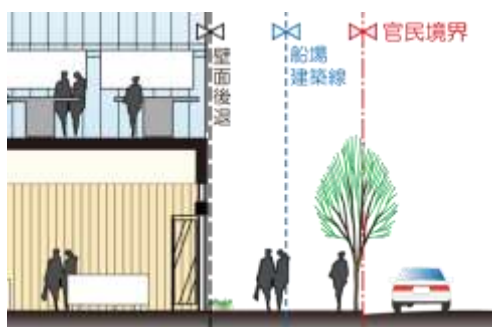
(船場後退部分、壁面後退部分の設え方法)

- ・ **1.2.3** 船場建築線による後退部分は、歩行空間として整備し、隣接地との連続性に配慮してください。
- ・ **1.2.4** 壁面後退部分は、船場建築線部分との段差が生じないものとし、歩行空間・にぎわい空間として利用できるよう植栽等の配置に配慮をしてください。
- ・ **1.2.5** 照明は、建物側と道路側でできるだけ効率的・効果的に必要な照度を確保できるよう、仕様や位置について関係部局と調整してください。

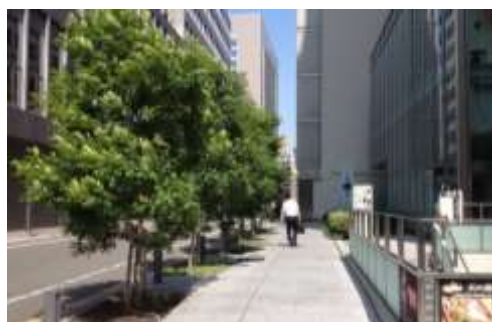
- 舗装材、ストリートファニチュア等の仕様の統一
- ・ **1.2.6** 土佐堀通、今橋通、平野町通、備後町通、本町通、中央大通などの歩道は、東西方向の各道路に特色が出るよう、舗装材・舗装パターンに変化をつけています。船場後退部分、壁面後退部の舗装は、これらとの一体感が出るよう仕様やデザインを配慮してください。
- ・ **1.2.7** 隣接敷地間でも一体感が出るよう、舗装材やストリートファニチュア等の仕様やデザインについて配慮してください。



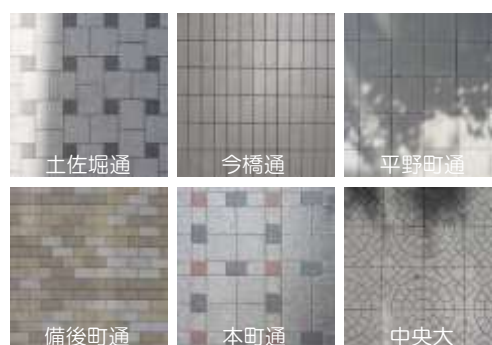
向かい合う街区間で樹種を統一させた例。



A



並木を上図におけるAの位置に設けた例。



東西方向道路の舗装材・舗装パターンの違い

3) 風格あるまちなみを阻害する要因の対策

- 建築設備等の修景
 - ・ **1.3.1** 建物の外部に面した建築設備等は修景してください。また電力・通信の地上機器等の設置位置は、御堂筋地上部から見えないよう配慮してください。
- 自動販売機の排除
 - ・ **1.3.2** 自動販売機はおとなしい色使いでも、ビルやまちなみの品格を阻害します。自動販売機は御堂筋沿道には設置しないこととします。



壁面を最上階から1層分立ち上げ、さらに内側に植栽を施すことで建築設備等を修景している例。

(2) 上質なにぎわいのあるまちなみの形成に向けて



- 1) 低層部におけるにぎわい形成に資する用途の導入
- 2) 低層部における上質で魅力的なにぎわい空間の創出
- 3) 船場地区を含めたにぎわい機能・空間の拡張
- 4) オープンスペースの利活用
- 5) 魅力的な夜間景観の創出
- 6) 広告・サイン等の取扱い
- 7) 駐車・駐輪施設の取扱い

1) 低層部におけるにぎわい形成に資する用途の導入

●御堂筋に面する低層部の用途 2.1.1

【御堂筋に面する1階部分で望ましい用途】

・店舗、飲食店、展示場、美術館、博物館

- ・御堂筋に面する1階に導入する用途は、不特定多数の来訪者を対象とし、文化活動やにぎわい・憩いの創出につながる、**店舗、飲食店、展示場、美術館、博物館**（以下「店舗等」。店舗等以外の用途に供する共用部分（エントランス、廊下、階段、昇降機等又は駐車場等）を含む。）とします。
- ・淀屋橋～本町間は、業務中枢機能に特化して発展してきたという背景もあり、現在地区全体としては商業的にぎわいに至っていないものの、近年一部では、低層部に魅力あるデザイン性の高いにぎわい空間が形成されるなど、土日や夜間も含めて人が集まり、にぎわうエリアとしてのポテンシャルが高まりつつあります。
- ・今後淀屋橋～本町間にこうした上質なにぎわいをもたらすために、都心部ならではの日常とは違う時間を過ごしたり、まち歩きを楽しんだりすることにつながる施設・空間を誘導し、御堂筋を特別な場に変えていくことが目標です。
必ずしも業種・業態を限定するものではありませんが、上記の趣旨を踏まえて、御堂筋にふさわしい用途・テナントの質、および、形態・意匠などについて配慮してください。
- ・店舗と共存させながらオフィスエントランスなどの共用部を御堂筋に面して設ける場合は、例えば一部をギャラリー等として使用するなどにぎわいづくりに配慮するか、そうでない場合は高質な素材を用いたり大きな吹き抜け空間を設けたりするなど御堂筋にふさわしい特段の演出に配慮してください。



低層部に店舗や飲食店を導入することで、業務時間外にも新たな人の流れが生み出され、にぎわい形成につながっている例。



1階と2階に店舗等を設けている例。テナントの内容や形態・意匠上の工夫により、にぎわいの演出と風格の維持は両立できると考えています。

- ・ **オフィスエントランス等**だけ（店舗等以外の用途に供する共用部分だけ）を配置する場合は、例えば御堂筋に面する部分は一部をショウウィンドウ的に使用したり、建物内・壁面後退部の一部を休憩・飲食等ができるスペースとして利用したりするなど、**にぎわいの創出につながるもの**としてください。



オフィスエントランスの一部に休憩等ができるスペースを設けている例。

（店舗等以外の用途）

- ・ 上質なにぎわいや交流の用に供するものとして本市が認めるものは、以下にあげる用途（「許容できるもの」）とします。この用途を御堂筋に面して配置する場合は、御堂筋に面する部分は、御堂筋に面する外観等の形態・意匠・素材・色彩等については、「2）低層部における上質で魅力的なにぎわい空間の創出」における配慮事項を考慮するなど、**にぎわいの創出や演出につながるもの**としてください。

【御堂筋に面する1階部分で許容できる用途】

- ・ 事務所等
- ・ ホテル・旅館
- ・ 劇場、映画館、演芸場、観覧場
- ・ 病院、診療所
- ・ 学校等

【御堂筋に面する1階部分でふさわしくない用途】

- ・ ボーリング場、スケート場、水泳場等
- ・ カラオケボックス等
- ・ キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール等
- ・ 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホーム等
- ・ 老人福祉センター、児童厚生施設等
- ・ 公衆浴場
- ・ 自動車教習所
- ・ 車庫、倉庫、畜舎
- ・ 工場
- ・ 危険物の貯蔵、処理施設、葬儀場

●御堂筋以外の道路に面する低層部の用途

- ・2.1.2 御堂筋以外の道路における低層部についても、御堂筋に面する部分と同様に、にぎわい用途の導入を検討してください。
- ・2.1.3 用途の選定にあたっては、街区の一体性や通りの連続性が感じられるように、街区内、あるいは、向かい合う街区で協調した施設構成となるよう検討してください。



向かい合う街区でともに屋外も利用した飲食店を導入している例。相乗効果が発揮され、通りにテーマ性が生まれてきます。

2) 低層部における上質で魅力的なにぎわい空間の創出

(形態・意匠) 2.2.1

<店舗等の場合>

- ・店舗等を導入する場合は、極力低層部の壁面の位置に配置するよう配慮してください。
壁面後退部を利活用する際は、上部に庇を設けることも、にぎわい演出の上では有効です。
- ・直接店舗が外部に面しない部分であっても、ポルティコを設けることや、ショーケースを設けるなどまち歩きを楽しむための工夫をしてください。
- ・御堂筋に面した店舗の区画は、ヒューマンスケールに配慮し、統一感のあるものとなるよう配慮してください。



まちなみをつくりつつにぎわいを醸し出すことができるしつらえを工夫してください。



低層部は中高層部とは異なり自由な色使いを許容することとします。ヒューマンスケールに配慮し小割りとし、透過性のある構成としてください。

<許容できる用途の場合>

- ・御堂筋に面する1階部分には、例えば、下記のようなことに配慮し、にぎわいの創出や演出につながるようにしてください。
○一部を飲食や休憩等ができるスペースとし、業務空間との緩衝空間となるスペース等としたりするなどに努めてください。
- 一部をショールーム的に使用したり、建物内・壁面後退部の一部を休憩・飲食等ができるスペースとして利用したりするなどに努めてください。
- 閉店後（営業時間外）の沿道への影響に配慮し、例えば一部にショーケースを設けたり漏れ灯りを演出できる透過性のあるシャ



使用していない時の専門学校の教室をオープンにし、前面に椅子やテーブルを設置している例。

ッターを採用したりして、壁面の演出に配慮してください。 等

(素材) 2.2.2

- ・壁面はガラス主体の透過性のある構成を原則とします。御堂筋沿道にふさわしい質の高いものとなるよう配慮してください。

(色彩) 2.2.3

- ・中高層部とは異なり自由な色使いを許容することとしますが、御堂筋沿道にふさわしい質の高いものとなるよう配慮してください。

(広告・サイン等) 2.2.4

- ・チェーン店等（例えばコンビニエンスストアやファーストフード店など）については、視認性を高めるとともに一目でそれとわかるよう地域性に関わらずファサードデザインを共通にしたり、広告・サインを大きくしたり、明度・彩度（差）の大きい色を使用したりしている例が見られます。チェーン店等は、御堂筋にふさわしい店舗デザインとなるよう例えば次のようなことに配慮してください。

(例)

- ・使用する色の明度・彩度を抑える。
- ・サインを切文字型とするなどして小さくする、または使用する色を減らす。
- ・企業カラーの掲示範囲を小さくする、または企業カラーをまちなみに合わせて変更する。

(壁面後退部分) 2.2.5

- ・御堂筋沿道の壁面後退部分については、御堂筋の歩道～壁面後退部～建物低層部が有機的につながり親密な関係性を持つよう、舗装材の選定や植栽の配置、動線などを総合的に検討してください。
- ・歩道と調和した仕上げとし、歩道との段差が生じないものとしてください。また、隣接地との連続性、一体性に配慮してください。



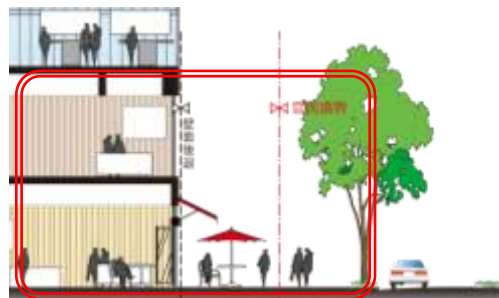
ホテルのエントランス前をカフェ利用している例。



まちなみに配慮し、日よけテント型のサインを採用しているコンビニエンスストアの例。テントの色は、企業カラーの明度・彩度も落としています。



オフィスの意匠にあわせ企業カラーを抑える、切文字型のサインを採用する、窓面広告を掲示しない等の配慮をしているコンビニエンスストアの例。



2重線で囲まれた部分が一体性のある空間となるよう配慮してください。

3) 船場地区を含めたにぎわい機能・空間の拡張

● 御堂筋以外の道路に面した低層部のにぎわい創出 2.3.1

- にぎわいや人の流れを線(=御堂筋)から面(=船場)に広げ、船場地区全体の活性化にもつなげていくためには、御堂筋を起点に、東西方向の道路に沿ってにもにぎわい用途の導入などの配慮が必要です。
- 特に 1,500 m²以上の比較的規模の大きな敷地では、御堂筋沿道のにぎわい機能を東西道路へも展開するよう配慮してください。
- 用途の選定にあたっては、通りにテーマ性が生まれるよう周辺土地利用との関係に配慮してください。(例、周辺に多く立地する業種・業態の導入を検討するなど)
- 駐車場出入口などの配置は、低層部のにぎわいの妨げにできるだけならないよう配慮してください。(例、東西方向の歩きやすさに配慮し駐車場出入口は御堂筋以外の南北方向道路に面して設ける、反対の道路側でオープンカフェ等の利用がされていたら駐車場出入口の位置をずらすなど)



御堂筋以外の道路沿いにもにぎわい用途を導入している例。

4) オープンスペースの利活用

●道路空間と一体となったフェスティバルモールの形成

(御堂筋沿道の利活用イメージ) **2.4.1**

- ・不特定の方が利用できるようにすること、容易に撤去できる構造とすることを前提に、利活用できることとします。建物内に入居するテナント等が飲食スペースなどの一部として扱うなど使い方を工夫してください。
- ・御堂筋で開催されるイベント時にも柔軟に活用できるよう、電気の貸し出しや排水への対応について検討してください。

(工作物の意匠) **2.4.2**

- ・椅子やテーブル、パラソルなどの素材は、デザインや質に配慮したものを採用してください。

●時間とともに表情を変えるまちづくり

2.4.3

(主に御堂筋以外の道路沿道の利活用イメージ)

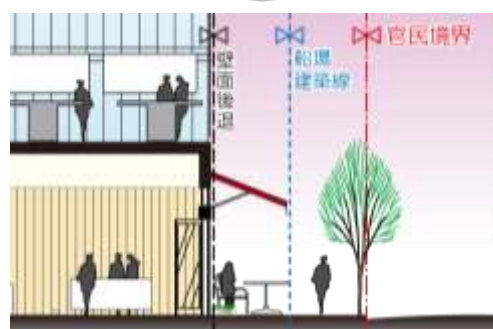
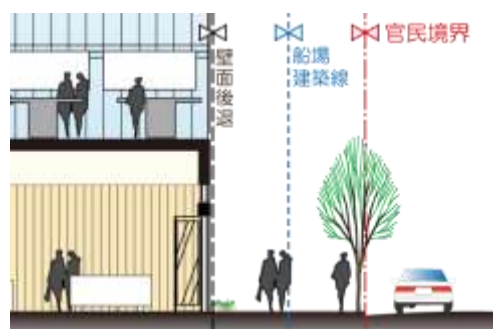
- ・特に東西方向の道路沿いは、日中は主に歩行空間として利用することを想定しますが、アフターファイブは人や車の交通量が減少することから、例えばテーブルを並べてオープンカフェにするなど、時間帯ごとに変化する利用方法についても検討してください。



壁面後退部を利活用する場合は、不特定の人が利用でき、容易に撤去できる構造としてください。



工作物はデザインや質に配慮したものを採用してください。



御堂筋以外の道路沿道の利活用イメージ(上:日中、下:アフターファイブ)。

●本町地区における公共的屋内空間の整備 2.4.4

- 御堂筋と本町通の交差点に面する建築物の低層部には、様々な人々が集い、新しいビジネスや商業・文化、にぎわいの創出に寄与する公共的な屋内の交流空間を約 200 ㎡を整備することとします。
- 空間や使い方のイメージは、表 2.4.1 に準ずるものとしてください。「公共的」という観点から、誰もが利用、出入りがしやすい空間とすることが前提です。
- カフェやショウルームなどのような使い方も可能ですが、公共的イベント等の開催時には優先的に利用できるように、什器備品は移動可能であることを前提とします。厨房設備などの固定施設部分を約 200 ㎡の中にもめることは原則としてできないこととします。

表 2.4.1.本町地区における公共的屋内空間の機能イメージ

カテゴリ	空間・使い方のイメージ
憩い・にぎわい	- 人々の待ち合わせや交流に役立つラウンジ的な空間 - 昼夜を問わず、ビジネスマンや周辺居住者、来街者に安らぎと語らいの場を提供する屋内のポケットパーク的な空間 - 多様なイベントのステージとなる空間
文化・交流	- 一般市民に開放された研究・学術の空間（サテライトキャンパスなどを含む） - 文化イベント等を展開する空間
ビジネス・展示	- 新しい技術やコンセプトの商品の展示などにより、手に取って学んだり体験できたりする空間 - 御堂筋固有の情報を発信する空間



御堂筋沿道のイベント時などは積極的に連携が図れるよう、什器備品は移動可能なものとしてください。収納場所にも配慮する必要があります。

5) 魅力的な夜間景観の創出

●夜間景観のあり方 2.5.1

(設え)

- ・御堂筋に面する低層部の壁面は、建物から漏れる光（以下漏れ灯り）で沿道を柔らかく照らし、沿道から建物内の人の活動を感じることができるよう配慮して計画してください。
- ・漏れ灯りによる演出が難しい場合は、歩行空間に近い壁面や柱面のライトアップなど、通り沿いの夜間景観の演出に配慮してください。
- ・閉店後（営業時間外）についても、道路側をショウウィンドウ的に活用するなど、漏れ灯りによる効果や壁面の設えに配慮してください。
- ・2 階以下の低層部については、にぎわいを演出する、3 階以上の中高層部については、風格を演出するという視点で、それぞれの対比も考慮して計画を検討してください。
- ・色が変化したり、点滅したり、動いたりする照明を用いる場合（御堂筋側から視認できる屋内部に用いる場合を含む）は、輝度をなるべく低くし、色相に配慮し、変化をゆるやかなものとしてください。
- ・夜間における安全で快適な歩行環境を、効率的・効果的に実現するため、建物側の照明の仕様や配置については関係部局と調整してください。

(色味・色温度)

- ・照明の色温度については、上質で温かみのある御堂筋にふさわしい電球色（3000K以下）を原則とし、御堂筋のイチョウ並木のライトアップとの関係に配慮して計画してください。
- ・ただし、デザイン性に優れ、御堂筋にふさわしいものについては、この色温度に限らず計画を検討してください。



夜間照明は、沿道への漏れ灯りに配慮して計画してください。



壁面や柱面などの鉛直面を照らすと、同じ照度で床面を照らす場合より、人の目には明るく感じられます。



閉店後も道路側をショウルーム的に活用するなど、壁面の演出に配慮してください。自動的に消灯するためのタイマーを設置したり、窓付近の回線を独立したものにしておくと、スムーズに運用することができます。



夜間景観は、低層部ではにぎわい、中高層部では風格の演出に配慮してください。

● イベント時のライトアップ・イルミネーション 2.5.2

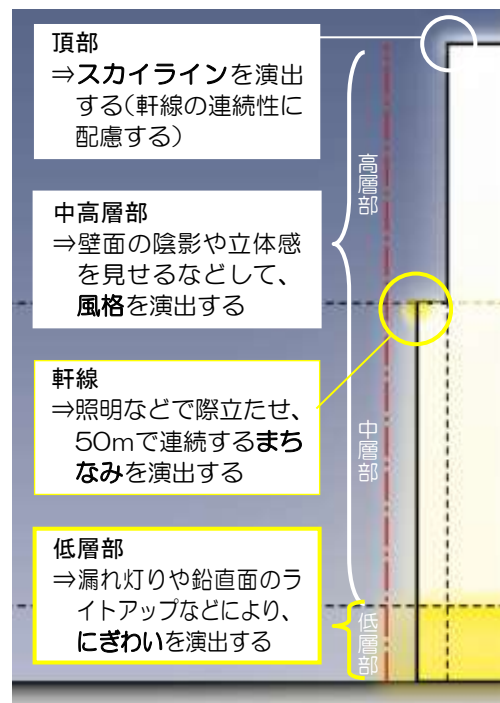
- ・ 御堂筋イルミネーションなどのイベント時には、街区の植栽のライトアップや、壁面後退部などにアート等を設置するなど、イベントへの協力を検討してください。
- ・ イベント期間中は、中高層部で外部に漏れる光を抑制するよう努めてください。



イベントと連携したアートを壁面後退部に設けた例。御堂筋側から電源を取れるようにしておく、柔軟な対応が可能になります。



イベントと関係性の低い光を抑えることで、イベントの効果を一層高めることができます。



夜間照明の考え方

6) 広告・サイン等の取扱い

- 低層部では広告・サインを積極的に許容 **2.6.1**
- ・建築物及びその敷地内に屋外広告物を設置する場合は、次の設置基準を基本としてください。ただし、建築物と一体としてデザインされ、良好な都市景観に寄与するものは、この限りではありません。

		中高層部	低層部（2階以下）
基準		建築物の名称等を表示するもの。	自己の氏名、名称、もしくは商標または建築物の名称を表示するもの。
		建築物の外壁面（ガラス面を除く）に掲出するもの。	建築物の外壁面（ガラス面を除く）に掲出するもの。ただし、ガラス面利用については、外観と一体的にデザインされたものは可能とする
		屋上に設置するものは不可。	—
		点滅又は回転等をしないもの。ただし、可変表示式屋外広告物について、別に定めがある場合は、これによるものとする。	
		標識等の見通しを阻害するような位置及びこれらとまぎらわしい色彩を避ける。	
		—	地上に設置するものは通行の妨げにならないものとする。
高さ及び表示面積等	壁面に掲出するもの	外壁面からの出幅は 30 cm以下。	表示面積等の制限は設けない
	建物から突出するもの（そで看板等）	御堂筋に面する建物への設置は不可。 御堂筋以外の道路に面する建物への設置は可能とするが、建築物の名称等に限るものとし、広告物の突出幅は 1 m以内とする。	店舗等の名称やイベント対応のための突出したサインやバナーについては設置可。
	地上に設置するもの	—	高さ5m以下。 一の表示面積は 2.5 m ² 以下。 原則、4 以下。
表示面積の算定方法		個々の広告物ごとにその面積を算定	
		壁面に掲出した文字の場合は外郭線で囲まれた面積	
		集合して一体の広告物と一体の広告物とみなされるものはそれらの合計	

- ・本ガイドライン制定時に既存の屋外広告物の意匠変更（盤面変更等）を行う場合は、この基準の対象外としますが、新たな屋外広告物を設置する場合は、既存の屋外広告物も含めて、本設置基準に沿ったものとしてください。

- ・御堂筋に面する建物において、ビル名など更新頻度の少ないものの表示方法は、中長期的に各ビルで揃えていくことをめざし、基壇部の上部に表示することを検討してください。
- ・御堂筋に面する建物において、テナント名などの表示方法は、表示する方法や位置がテナントごとにばらばらになることがないように、ビルオーナーが一元的に調整・管理することを検討してください。（例、足元に集約して設置するなど）

● 暫定利用、イベント対応時の特例 2.6.2

- ・ 暫定利用、イベント対応時に限り、設置基準を緩和することができることとします。

● デザイン・掲出方法の工夫 2.6.3

- ・ 情報伝達手段である広告やサインは必然的に人目につきやすいものであることが求められますが、その手段が色使いやデザイン、数やサイズなどを周囲から「際立たせる」ことに偏ってしまうと、またその行為が近隣で反復されるようなことになると、逆に必要な情報がうまく伝わらなくなったり、乱雑な景観につながったりすることがあります。
- ・ 広告やサインは工夫次第で、にぎわいや品格の演出につなげることができます。デザイン性を高めることで人目を引きつける、あるいは掲出方法に一定のルールを設けてすっきりさせることで人目につきやすくする、という発想にたち、掲出することがステータスにつながるような質の高い広告・サインの集積地を地域で協力してつくっていきけるよう、各事業者・設置者が広告・サインのデザインや掲出方法を工夫してください。



ビル名（オーナー名）をシンプルに基壇部上部に表示している例。



テナント名を集約して表示している例。



一目で用途や空間構成が分かるサインの例（左）。モニュメントのようなテナントサインの例（右）。



掲出方法にルールを持たせた、統一感のあるテナントのサインの例。



切り文字やバックライトを用いてデザインに配慮した、スマートで表情のあるサインの例。

7) 駐車・駐輪施設の取扱い

(出入口、荷捌きスペース等)

- **2.7.1** にぎわいの連続性を確保するとともに、歩行者が安心して御堂筋を歩ける環境をつくるという趣旨から、車寄せや駐車場のための車両の出入口、荷捌きスペース等は、御堂筋側に設置することは原則として禁止します。

(共同駐車場の活用)

- **2.7.2** 共同駐車場制度の活用や駐車場の集約化について検討してください。

(駐輪施設のレイアウト)

- **2.7.3** 駐輪施設は、建物内など壁面後退部を除く敷地内に確保することを基本とします。また御堂筋からは見えにくい位置に設けるよう配慮してください。やむを得ず道路から見える場所に駐輪施設を設ける場合は、修景を図ってください。



御堂筋を避けて駐車場出入口を設置している例。



駐輪施設を修景している例。